

# 図書館東地区市街地整備事業に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年6月27日

小野市地域振興部まちづくり課

## 1. 調査の目的

小野市では、図書館東側農地の土地利用の可能性について、検討を進めています。

今回、事業者の皆様からサウンディング調査として、事業化パートナーとしての関わり方や想定される土地の活用等についての対話を行い、今後の土地利用検討の参考とさせていただきます。

## 2. サウンディングの概要

- 期間 令和5年7月18日（火）から令和5年7月28日（金）まで  
※時間は1時間程度で、具体的な日時はお申し込み後に調整させていただきます。
- 場所 市庁舎内会議室
- 対象者 図書館東地区市街地整備事業に関心のある事業者
- 方法 対面  
※アイデア等の情報保護の観点から、対話は個別で実施します。
- 対象事業 図書館東地区市街地整備事業について
- 申込方法 事前予約制

## 3. サウンディングの視点

サウンディングにあたっては、以下の視点にご留意いただき、ご意見・ご提案をお願いします。

- 事業化パートナーとして関わり方について  
⇒企業誘致、地権者交渉、区画整理設計、造成工事を想定 など
- 想定される土地の活用について
- その他意見・提案（事業にあたっての要望や課題等）

## 4. サウンディング参加の申し込み

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、申込期間内にメールにてご提出ください。

【申込期間】 令和5年7月3日（月）から令和5年7月14日（金）まで

【提出先】 [matidukuri@city.ono.hyogo.jp](mailto:matidukuri@city.ono.hyogo.jp)

【備考】 メールの件名に【サウンディング調査参加申込】の記入をお願いします。

## 5. 留意事項

- 参加及びサウンディング内容の取扱い
  - ・サウンディングへの参加実績は、今後、事業者公募が行われた場合の評価対象とはなりません。
  - ・サウンディングでお伺いした内容は、今後の事業化等の参考といたします。
- 費用負担
  - ・サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

○追加サウンディング調査等の協力

- ・本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

○参加除外要件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- オ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人

## 6. 事業の概要

市では、小野警察署の開署、ホテル誘致をはじめとしたシビックゾーンと位置付けるエリアにおける新市街地形成にチャレンジし、ソロ池開発に続く市役所庁舎の完成によって、シビックゾーンは名実とも都市機能が集積するエリアとなりました。

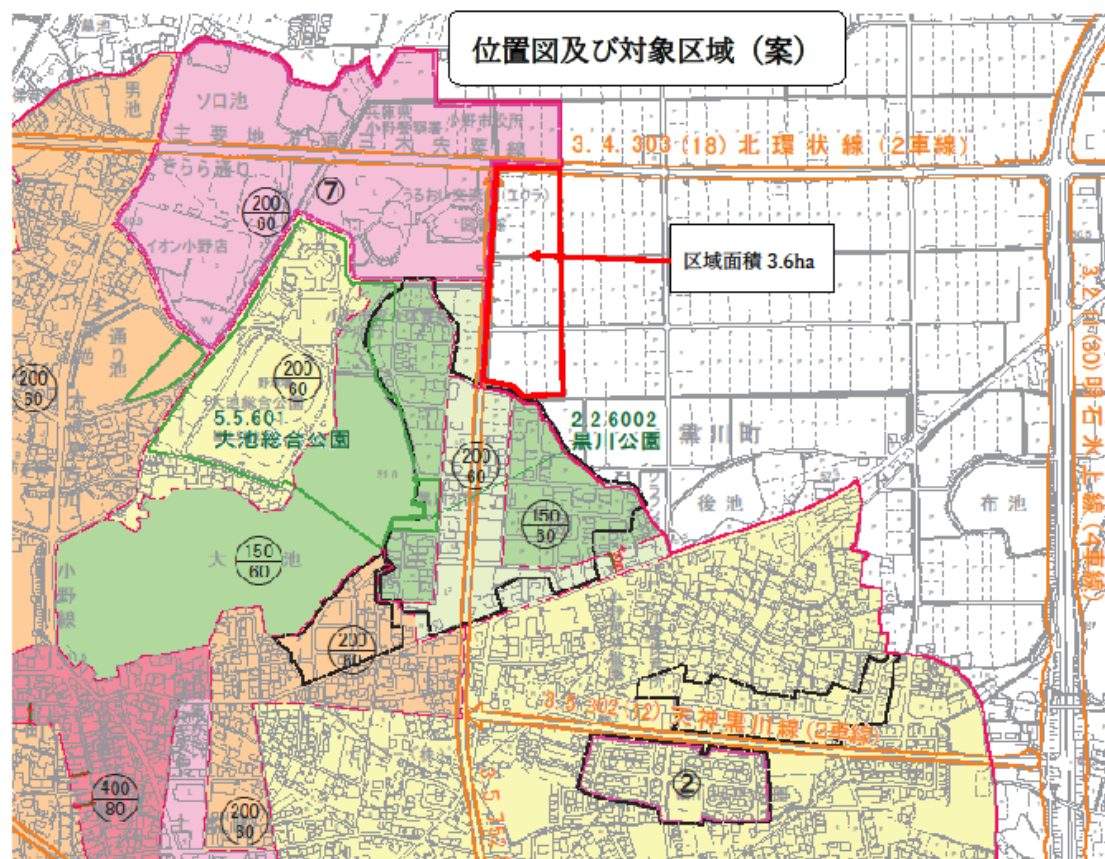
そこで、都市機能が集積したシビックゾーンと一体化した新たな商業地等を形成する宅地開発を計画し、更に進化し活気と賑わいがあふれ、後世にまで持続し続ける新たなまちづくりに取り組んでいます。

このたび、土地区画整理事業による開発に向け、（仮称）図書館東地区土地区画整理事業準備検討会を立ち上げ、本格的な市街地開発の実現に向けて取り組みを進めています。



市街地イメージ図

○対象面積、位置図及び対象区域（案）



○今後のスケジュール（案）

令和5年度

事業の実現性の整理

事業化パートナー募集（予定）

令和6年度

区画整理設計

事業計画書

令和7年度

農振農用地区域からの除外

区域区分の変更（市街化区域編入）、用途地域、地区計画等の決定

令和8年度

土地区画整理事業の認可

土地区画整理事業による造成工事の開始

## 7. 問合せ先

部署名：小野市地域振興部まちづくり課

所在地：〒675-1380 小野市中島町 531 番地

連絡先：メール：matidukuri@city.ono.hyogo.jp

電話：0794-63-1884